

# 環境社会学の所有論的パースペクティブ

—「グローバル・コモنزの悲劇」を超えて—

池田 寛二

(日本大学)

今日、環境問題を研究するうえでもっとも重要な課題のひとつは、地球環境問題を地域環境問題と相互に関連づけて解明できる枠組みを構築することである。そのためにはまず、世界の諸地域において人々はどのように環境に働きかけているのか、という基本問題に立ちかえる必要がある。この問題にアプローチするために有効な枠組みとなるのが所有の概念である。

所有とは環境をめぐる社会関係を意味している。従来の環境問題のとらえ方は、「コモنزの悲劇」論のように、所有を社会関係として理解する視点を欠いていたため、私的所有対共同所有という二項対立を絶対視し、環境と人間社会とを結びつけている所有の多様性と複合性を捨象する傾向があった。本稿は、所有の地域的・歴史的多様性を幅広く把握し得る類型論を試み、それが地球環境問題と地域環境問題とを関連づけて理解するために有効であることを例証することによって、環境問題研究における所有論の欠落を補おうとするものである。

類型論では、環境問題を所有の視点から理解するには、自然人所有と法人所有の対立を軸にして得られる共同占有・共同所有・私的占有・私的所有・専有・個体的所有・私的法人所有・公的法人所有・管理の9つの所有類型が有効な分析枠組みになることを明らかにする。

そして、現代の地球環境問題は「グローバル・コモنزの悲劇」ではなく、世界の諸地域において、国家や企業を主体とする法人所有がグローバルな市場システムと結びついて自然人の多様な所有の可能性を排除することによって連動的にひき起こされている社会問題にはかならないことを、主にインドネシアの森林問題を取り上げて例証する。

キーワード：コモنزの悲劇、所有、市場システム

## 1. 地球環境問題と地域環境問題を結ぶ所有論の視点

環境問題がグローバルな問題だという認識は、いまや現代人の常識となっている観がある。確かに、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、それらによる地球温暖化、酸性雨、海洋汚染など環境問題の多くは、限られた国や地域の境界を超えてグローバルに影響を及ぼす深刻な問題にちがいない。しかし、環境問題がグローバルな広がりをもっていることを強調する言説は、ともすれば、一種の全体主義ないしエコ・ファシズムに陥る危険性を孕んでいることに、少なくとも社会学者は敏感であるべきだろう。

たとえば、かつてギャレット・ハーディン (Garrett Hardin) というアメリカのひとりのエコロジストが、地球は人類の限りある共有資源であり、そこに爆発的に増加した人口が地球の収容能力を超えて殺到することによって、人類は「全面的破滅」に向かう危機に直面しているという説

池田：所有論的パースペクティブ

を唱え、それゆえに、いまだに増え続けている途上国の人口を犠牲にしてでも、地球という「救命ボート」にすでに乗っている先進国の人々が救われなければ人類は生き残れない、と主張したことがある。前者が「コモンズの悲劇 (Tragedy of the Commons)」、後者が「救命ボートの倫理 (Lifeboat Ethics)」として多くの環境論者の関心を集めた説である (Hardin, 1968; Hardin, 1974)。ハーディンの主張は、環境問題をめぐるグローバルな言説がエコ・ファシズムないし環境的人種差別 (environmental racism) に陥りやすいことを示した典型的な例だといえよう。

近年の地球環境問題をめぐる言説は、ハーディンのようなあからさまな全体主義は免れているとしても、よりソフィスティケートされた全体主義になお強く支配されているように見える。たとえば、環境倫理学者の加藤尚武は、かつてのファシズムのイメージを払拭するために、地球全体主義は国家全体主義とはまったく異質な思想であることを強調しつつ、「国家ではなくて地球こそが、すべての価値判断に優先して尊重されなければならない『絶対的なもの』なのである」という (加藤, 1991: 46-47)。それは、環境倫理学のひとつの基本思想ではあろう。しかし、現実社会生活を営んでいる人々がすべて地球環境に絶対的な価値を見出しているわけではない。地球環境ではなく地域環境をあらゆる価値判断に優先して尊重する人も少なくないのである。地球全体主義は、世界中の諸地域において、異なる価値に依拠しながら社会生活を営んでいる人間と環境との関わり方のもつ個性と多様性を軽視し、地球環境問題の地域的なコンテクストに対するわたしたちの現実感覚や想像力を萎縮させるおそれがあるといわなければならない。

環境社会学の少なくともひとつの課題は、人間社会と環境との関わり方に対する豊かな現実感覚と想像力を駆使して、地球環境問題と地域環境問題とを相互に関連づけて解明できる枠組みを構築することにより、地球全体主義が陥りやすいこのような難点を克服することにあるといえるのではないだろうか。この課題にアプローチするためには、世界の諸地域において人々が実際にどのように環境に働きかけてきて、それが今どのように変化しつつあるか、に視点を定める必要があると思われる。なぜなら、そこにこそ、個々の地域環境問題の個性と多様性とそれらの地球規模の相互影響関係が同時に凝縮的に現われていると考えられるからである。では、人間の環境に対する働きかけは、どのような概念によってとらえることができるのだろうか。ここでは、所有 (property) という概念に注目してみたい。それが、人間の環境に対する働きかけを包括的に把握するためにもっともふさわしい概念だと考えられるからである。

所有やその類縁概念である管理 (management) が、環境問題に社会的にアプローチするうえでひとつの鍵になる概念であることは論をまたないと思われる。実際、一部の環境社会学者は、地域社会における環境・資源の所有や管理に注目しはじめている。日本では、鳥越皓之の「共同占有」論と中田実の「地域共同管理」論が、所有論的環境社会学の先駆をなしている。アメリカでも、地域住民が「個人としてではなくコミュニティとして自然資源を管理してきた歴史がある」こと、またそれが現代の環境保全にも貢献していることを再評価しようとする動きがある (Fortmann & Starrs, 1990: 192)。

しかし、それらは所有や管理をめぐる概念上の検討を十分に詰めているとは必ずしもいえない。また、いずれも地域社会の内部問題として環境・資源の所有や管理をとらえようとする関心が強い分、それらをめぐる地域社会の外部との関連や地球規模の相互影響関係に対する関心が薄

いように見える。そこで本稿では、これらの先行研究をふまえつつ、所有や管理の概念上の検討を深めるとともに、地球環境問題と地域環境問題との相互影響関係をそれらの概念によって体系的かつ実証的に解明しうる所有論的パースペクティブを提示してみたい。

ところで、環境問題に関する所有論的思考様式は今でもきわめて単純な二項対立図式に支配されているといっても過言ではない。それは、私的所有対共同所有という二項対立図式である。たとえば、日本の環境社会学者の間では「社会的ジレンマ」のモデルとして取り上げられることが多かったために、これまでその所有論的前提がそれほど問題にされなかったハーディンのコモنزの悲劇論は、環境問題を私的所有の不徹底ゆえの悲劇と見なす言説にほかならない。すなわち、環境はその大部分が私的所有物ではなく共有資源として扱われているために、その維持管理や再生保全の責任の所在が曖昧になり、その結果、利用者個々人の利益を合理的に最大化することが無制限に許されてしまうため、環境が破壊されたり汚染されてしまうという説なのである。

実際ハーディンは、「私的所有プラス相続という法的システムが公正でないことを認めざるをえない」にしても、それに代えて「共同所有（コモنز）を選択することは想像するだけに恐ろしい。不公正の方が全面的破滅よりましである」と書いている（Hardin, 1968: 1247）。そこでは、わたしたちにはもはや私的所有か共同所有かという所有形態の二者択一しか残されていないかのように議論が展開されている。実際に世界の諸地域で繰りひろげられている環境への多様な働きかけ、つまり広い意味での所有の個別性と多様性を見る視線はそこには決定的に欠落しているといわざるをえない。

一方、コモنزの悲劇論とは反対に、私的所有こそ環境破壊の元凶とする言説も多くの支持を得てきた。たとえば、宮本憲一は、「土地の私有権がみとめられた時に、人間が自然を搾取して、環境を破壊する自由がみとめられた」という歴史認識に立って、私的所有権に規制を加えることが環境問題を解決するために必要だと説いている（宮本, 1992: 18, 251-253）。しかし、私的所有を否定したはずの社会主義がときに資本主義以上に苛酷な環境破壊をひき起こしたことが明らかとなった今、私的所有に対するオルタナティブな所有のイメージは混沌としている。少なくとも、私的所有に共同所有を対置する二者択一的言説がもはや説得力を失っていることは否定できない。

所有とは本来、私的所有か共同所有かという単純な二項対立図式に還元し得る概念ではない。それは基本的に多様な社会現象である。歴史上のいかなる社会でも現代社会でも、多様な所有が複合的に作用し合いながら、全体として人間社会と環境との関係性を方向づけていると考えられるのである。次節では、このような観点から、所有の基本概念を検討し、その多様性を把握するための類型化を試みることにしよう。

## 2. 所有の諸類型—自然人の所有と法人所有、占有、専有、所有、管理

### 2.1. 社会関係としての所有

所有 (property) とは、人間の環境に対する関係行為をもっとも包括的に意味する概念である。

池田：所有論的パースペクティブ

このような一般的な概念規定にはおそらく異論の余地はないと思われる。しかし、人間の環境に対する関係行為は必ず人間と人間のあいだの社会関係を媒介として展開される。ランドール・コリンズ (Randall Collins) がいうように、「所有は社会関係であり、……物に関する人びとの関係である。それは、一定の物について誰が何をしてよいか、あるいはしてはいけないかについての、強制力のある合意」を意味している (Collins, 1982: 122 = 1992: 188-189)。だが「強制力のある合意 (enforceable agreement)」という微妙な表現が示唆しているように、事実上の所有にはもっぱら強制力が行使され合意が形成されない場合が少なくない。実際、一定の環境に対して持続的に働きかけてきた一定地域の住民が、国家や企業によってなかば強制的に環境へのアクセス能力を剥奪されるという事態は、歴史上多くの地域で起こったことであり、いまでも世界中の諸地域で起こっていることである。環境問題も単なる自然環境の破壊とか汚染ではなく、環境をめぐる社会関係、すなわち所有という社会関係に強制力が働いて、一部の所有主体が一定の環境・資源を独占し、他の所有主体が同一の所有客体に働きかける可能性が排除されることを意味している。環境問題がほとんど常に「被害者」とか「環境難民」を生み出さずにおかないのはそのためである。

環境問題は、コモンズの悲劇論がいうように、誰でもアクセスできる同一の環境・資源に大量の人口が殺到し、個々人が自己利益の最大化のために環境に過剰な負荷をかけるから発生するわけではない。むしろ、所有関係、すなわち人間の多様な環境・資源への働きかけが相互に影響しあう複合的な社会関係のなかで、環境・資源に対するアクセス能力に著しい不均衡が生じ、一部の所有主体が他の所有主体を排除して、環境・資源を独占的にわがものとする場合に起こりやすい社会問題なのである。

ところで、所有の不均衡という観点から環境問題をとらえるには、所有主体すなわち環境に対する社会的関係行為の主体を、個人か集団かという社会的には常套的な二項対立図式で概念化するだけでは不十分であり、しばしば非現実的でさえある。なぜなら、実際の所有主体は、自然人 (natural person) としての実体をそなえた個人や集団であるとは限らず、実在する個人や集団とは別に存在する観念上の人格をそなえた法人 (legal person) である場合がむしろ一般的だからである。

法人は具体的には団体 (corporation) という形態をとるが、法人の権利はその団体構成員の権利から独立しているという点に、自然人の権利との最大の相違がある。自然人である私あるいは私の家族の財産は私と私の家族の権利の対象だが、私が構成員となっている会社の財産は私の権利の対象ではない。それは、あくまで会社という身体をもたない法人の財産である。私が死ねば、私の財産は私のものでなくなるが、社員である私が死んでも、社員が全員入れかわったとしても、会社はそのまま同一性を保持し、会社の財産は会社のものであり続ける。国家と国民の関係も同様である。自然人としての個人や集団ばかりでなく、法人としての国家や企業が所有主体たり得ることこそ、今日の所有の最大の特質にほかならないのである。したがって、所有の多様性を典型的に把握するには、所有主体をまず自然人と法人に大別しなければならない。

## 2.2. 自然人を主体とする所有

自然人を主体とする所有は、さらに集団を主体とする所有と個人を主体とする所有とに区別できる。これらはさらに、所有内容、すなわち所有客体たる環境・資源をどのように所有するかによって異なってくる。所有内容は一般に、使用、収益、処分の三つの可能性に類別できる。すなわち、使用とは所有客体の具体的な使用によりその使用価値を実現することであり、収益とは所有客体から剰余価値を取得することであり、処分とは所有客体を譲渡すること、つまり売買や貸借することによって交換価値を実現することである（青木, 1992: 236-237）。

一般に、剰余価値の実現としての収益は使用価値の文字どおり「剰余」として付随的ないし偶発的に生じる場合と、使用とは無関係に交換価値の実現に目的意識的に結びつけられる場合とに分かれる。基本的に使用価値の実現が最優先されるような所有内容をここでは「占有 (possession)」と名づけ、交換価値の実現が最優先されるような所有内容を狭義の「所有 (ownership)」と呼ぶことにする。集団を主体とする所有も個人を主体とする所有も、それぞれ占有と所有に二分される。集団が所有主体になる場合には、集団が何らかの共同関係によって主体としての同一性を獲得していなければならないから、それらは「共同占有 (communal possession)」および「共同所有 (communal ownership)」と呼ぶことができる。一方、個人を主体とする所有は「私的占有 (private possession)」および「私的所有 (private ownership)」と呼ぶことができるだろう。

占有は、歴史的にはもっともプリミティブな所有だが、現代においても重要な所有である。それは、あらゆる所有のなかでもっとも直接的かつ具体的に環境に働きかけることを意味している。その原義は、「座る場所」すなわち「身体的占領」にある (Greenblatt, 1988 = 1994: 45)。人間が自らの生存の場所 (土地) を獲得し、その具体的な使用による使用価値の実現をとおして生存維持 (subsistence) をはかることが占有である。個人が占有の主体になりうるのは、所属している集団 (クラン、部族共同体、村落共同体など) の慣習的規範に従う場合だけであり、その意味で個人占有は事実上存在しえない。占有は本来共同占有なのである。要するに、占有とは一定の集団の慣習的規範にしたがってその構成員が環境に働きかけてその使用価値を享受することにはかならない。このような意味の共同占有の実例は、今日でもいわゆる発展途上地域には多数観察できるものであり、日本でも入会権とか慣行使用権といったかたちで存続している<sup>(1)</sup>。

しかも、現代の法体系のもとでも、共同占有は権利として認められている場合が少なくない。日本の現行民法が入会権を、地方自治法が慣行使用権を法認しているのはその一例であるが、1960年に施行されたインドネシアの農地基本法 (Undang-undang No.5 tahun 1960 tentang Peraturan Dasar Pokok-pokok Agraria=UUPA) も、オランダ植民地時代には否定されていた慣習共同体占有権 (hak ulayat) を法認している<sup>(2)</sup>。しかし、法律によって認められていない占有もある。また、日本やインドネシアのように法認されていても、実際にそれが尊重されているかどうかは別の問題である。

現代の共同占有は一般に、法人 (国家、自治体、企業、協同組合など) を主体とする所有に従属し、権利関係のなかで脆弱な位置しか占めていない場合が多い<sup>(3)</sup>。世界中の諸地域において、さまざまな法人による開発行為が、地域住民や先住民の共同占有権の剥奪による生活破壊をとも

池田：所有論的パースペクティブ

なって環境問題をひき起こしているのはそのためである。

鳥越は、都市、農村を問わず、わが国の地域社会には、共同占有権が「歴史的に常に存在し続けた」し、「現在も認められる（公認されている）事実」であり、地域社会が環境問題に直面したときには、「必要に応じていつでも出て来うる発想であり、事実である」という（鳥越，1992：15, 11）。たしかに、日本においても、諸外国においても、地域環境の破壊に対して共同占有が有力な抵抗の論理たり得ることは事実である。しかし、それが一般に法人所有より弱い権利でしかないことも認めざるをえない。共同占有を権利として強化するには、法人に対する自然人の権利を強化するという、現代の法体系のもとでは非常に困難な課題が立ちはだかっているのである。

共同占有と共同所有とは「専有 (appropriation)」によって連続している。専有とは一定の閉鎖的・社会的関係の内部秩序によって、利益の独占的享受の可能性が保障されているような所有内容を意味している。したがって、専有は、使用価値の享受を最優先する占有を交換価値の享受による利益の排他的享受を可能にする共同所有に転化する契機となる。専有によって共同所有に転化した所有のもっとも一般的な形態は家産すなわち世帯による所有であり、その最大の特徴は、ウェーバーが強調したように、相続 (inheritance) が所有を保障している点にある (Weber, 1922 = 1975: 380-420)。これが占有と大きく異なる点である。占有の場合には、慣習共同体のメンバーシップを獲得すれば自動的にその権利を享受できるが、専有の場合は、相続という手続きを経なければ、単にメンバーシップがあっても権利は享受できない。日本の場合、家の構成員と家産の関係がそれに相当する。

歴史的には大きく二つのタイプの専有を区別する必要があると思われる。ひとつは共同占有を前提とする古いタイプの専有である。たとえば、まず村の土地であることを前提として家の土地の所有が認められ、家の構成員のあいだでそれが相続されるという場合である。もうひとつは共同占有とは無関係な法人タイプの専有である。家族経営の会社の財産や経営権を相続するという場合がそれに相当する。それは私的法人所有への移行形態にはかならない。

環境問題との関連において専有が問題になるのは、その主体の内的・外的要因によって相続が困難になり、したがって、専有の継続可能性が失われる場合である。農家や林家が家産として農地や山林を相続し経営し続けていれば、農業や林業自体がひき起こす環境破壊の可能性はあるとしても、ゴルフ場やリゾート建設などの乱開発による環境破壊の歯止めにはなるだろう。都市農地を保存するにも、農家が相続による営農の継続をはかることがもっとも効果的な方法である。しかし、現実には、農地や山林の相続はますます困難になり、専有の継続性が失われるなかで、環境が危機に瀕しているのである。

相続による専有の継続性は、現代社会においてはしばしば階層間格差の再生産を促す要因として否定的に評価されてきた。たとえば、80年代の地価急騰期に、わが国の市街地内農地所有者に対して、彼らは農地の継続的専有によって地価の上昇にともなう資産形成を行なっているだけだと非難する世論が高まったことは記憶に新しい。確かにそのような事実がなかったわけではないにしても、営農の継続のために専有を保持してきた農家も少なくない。したがって、相続による専有の継続性を否定的にのみ見るのは一面的だというべきであろう。専有は常に環境保全を促すとはいえないが、人間の環境への働きかけに世代を超えた永続性を与えるひとつの契機として

重要な役割を演ずる可能性もある<sup>(4)</sup>。

さて、共同占有も専有による共同所有も、一定の閉鎖的社会関係によって保障された所有であったが、近代社会はより開放的な社会関係によって保障された所有を確立した。その特質は、個人が所有の主体となったことにある。個人が私的占有の主体になるのは、主に私的所有を確実にするためである<sup>(5)</sup>。したがって、個人を主体とする所有は基本的に私的所有だといってよい。だが、私的所有と一口にいっても、それは、個人の個性性の確立という意味では「個体的所有」というポジティブな所有であり、共同性からの疎外という意味では「私的所有」というネガティブな所有であることは、マルクスが拘った問題として夙に知られている<sup>(6)</sup>。

たとえば、都市生活者が豊かな自然環境と人間関係を享受するために農村に入って共同生活を実践したり市民農園を借りてささやかな自給と市民どうしの交流を楽しむといった環境への働きかけをとおして個性性の確立をはかろうとするのは個体的所有といってよい。それに対して、商品生産による交換価値の増殖競争のみに日々を費やし、他人も自分自身をも省みる余裕がなくなるほど疲れ果ててしまった農家の経営者にとって、彼の環境への働きかけ方は私的所有に近いものといえよう。一般論としては、環境に対する人間の関係行為は私的所有から個体的所有へと質的に豊穡化されることが望ましい。しかし、私的所有を個体的所有に転換する回路を一般的に示すことは容易ではない。

ところで、私的所有は個人所有の一形態にはちがいないが、すべての私的所有が個人所有という形態をとっているわけではないことをここで特に注記しておきたい。私的所有はしばしば不可侵性と排他権能がもっとも強固に社会的に承認されている所有だと考えられがちだが、自然人としての個人が所有主体であるような私的所有の不可侵性や排他権能は必ずしも磐石ではない。不可侵性と排他権能がもっとも強固に保障されているのは法人を主体とする私的所有もしくは公的所有であって、個人を主体とする私的所有は法人所有による剥奪や排除や介入を受けやすい脆弱な私的所有にすぎないのである。実際、日本と世界の諸地域において展開されているさまざまな開発事業は、一般に私的もしくは公的な法人によって行なわれており、その過程で、住民が私有地を意に反して奪われるという事態が環境破壊と同時に頻繁に起こっている。

### 2.3. 現代的所有としての法人所有

現代社会における所有は一般に法人所有 (corporate ownership) の優越として特徴づけることができる。ジェームス・コールマン (James Coleman) が強調したように、現代社会の最大の特徴のひとつは、大多数の人々が単なる自然人ではなく、行為主体としての法人 (corporate actors) の構成員でもあり、法人の目的のために行動している点にある。したがって、現代人の社会的相互作用は、自然人対自然人の関係としてではなく、法人対法人あるいは法人対自然人の関係としてとらえるべきであり、特に、法人対自然人という「非対称の関係」として把握する必要がある。コールマンは、その非対称性の最大の要因を法人の方が個人よりも圧倒的に多くの資源を所有していることに求めている (Coleman, 1982: 1-23)。現代社会においては法人と自然人とのあいだの非対称的相互作用が一般化しているという見方は、現代の開発と環境問題に所有論の視角からアプローチするうえでも示唆的だと思われる。なぜなら、所有の不可侵性と排他権能を、今日の社会

池田：所有論的パースペクティブ

において最大に享受しているのは法人にほかならないからであり、したがって、開発と環境のゆくえに最大の決定能力を保持しているのも法人だからである。

法人所有は私的法人所有と公的法人所有に大別できる。前者を代表するのが私的企業法人による所有であり、後者を代表するのが国家による所有である。環境問題の根本原因を私的法人所有を基本とする資本主義に求めようとする見方が一方にいまでもあるのに対して、公的法人（国家）所有を基本とする社会主義も、ときには資本主義以上の環境破壊をもたらしたのではないかという反論もある。だが、私的であろうと公的であろうと、法人所有という点では異なるところはないのであり、問題の本質は、法人所有と環境との関連にあると考えるべきであろう。

現代社会においては、私的法人所有と公的法人所有とのあいだの相互依存関係が強まるなかで、環境破壊が深刻化してきたと見ることができる。80年代に日本政府がリゾート開発を奨励し、国有地を民間企業に払い下げることによってゴルフ場やスキー場などをいたるところに建設した結果、農薬汚染などさまざまな環境問題が発生したのは、その一例といえよう。今では、公私の法人間の相互依存関係は地球規模に拡大していると見る必要がある。たとえば、国家（政府）がきわめて有利な条件で外国の企業を誘致し、それが周辺地域に公害その他の環境破壊や住民の生活破壊をひき起こすという事態が、アジア諸国では頻繁に起こっている。

#### 2.4. 所有と管理

現代社会における所有のもうひとつの著しい特質は、所有内容の分割と市場化がますます進みつつあり、それにともなって、所有内容を制御する主体が所有主体とは別に出現したことにある。つまり「管理 (management)」の機能強化である。管理とは、中田実が「地域共同管理」論の基本概念として強調したように、所有の一形態ではなく、所有内容の決定を目的とする「能動的作用」を意味している（中田, 1993: 38-39）。その意味では、管理は所有の上位概念と位置づけるべきかもしれない。しかし、現代社会においてもっとも支配的な所有である法人所有がきわめて強固な処分権能を独占的に保持している事実に対して、管理がどの程度「能動的」に作用し得るかは容易に一般化できない問題である。

地域住民が地域の環境・資源を共同で使用しつつ管理することは、環境保全のために確かに有効であろう。しかし、処分権を独占している所有主体以上に所有内容とくに処分に対して強い決定能力を管理主体が発揮するということは、所有者に「自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス権利」（民法第206条）が認められている現代の法体系のもとでは難しいことも事実である。だが、所有者の自由が「法令ノ制限内ニ於テ」認められている（同条）以上、「財産権は、これを侵してはならない」としながら、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」とうたっている憲法第29条に則って、地域共同管理の能動性の範囲を権利として拡大する可能性を追求することは現行法のもとでも十分になしうる。その意味で、地域共同管理論は、所有権よりも、実際に地域の環境・資源を共同で使用しつつ管理する権利を拡大することによって、人間と環境の関わり方の個別性や多様性を法的に保障することをめざす運動論だといえよう。

以上のように、現代社会における所有には多様な形態がある。しかも、ひとつの社会には複数

の所有形態が複合的に存在しているのが通例である。このような社会においては、環境問題の原因や解決方法をひとつの所有形態に求めるコモンズの悲劇のような論法が意味をなさないことは明らかである。環境問題は、多数多様な所有形態の複合作用のなかからひき起こされると考えねばならない。

### 3. 所有の複合作用と環境問題—法人所有と市場システム

では、所有の複合作用が環境問題をひき起こすメカニズムはいかなるものであろうか。世界の諸地域で今日起こっている環境問題は一般に、グローバルな市場システムによって支えられた公的もしくは私的な法人所有が、ローカルな社会関係に埋め込まれていた多様な所有関係に介入する過程で発生しているということができると思われる。つまり、法人所有と非法人（自然人）所有のあいだの対抗的複合作用が環境問題の要因となっていると考えられるのである。コールマンが指摘したように、一般に、法人は自然人より多くの資源を動員できる。そのため、自然人の所有は、法人所有によって容易に排除され得る。そして、法人が開発主体になることによって、自然人が自己の生活のためにひき起こす環境破壊よりはるかに大規模かつ急速な環境破壊が進むことになる。自然人の人口が増加したことは環境破壊が深刻化している真の原因ではまったくない。

だが、なぜ法人は自然人より多くの資源を動員できるのだろうか。それは、自然人のように多かれ少なかれ閉鎖的な社会関係に繋ぎとめられることなく、本来的に開放的な市場システムというグローバルな社会関係と結びついているからにはかならない。このような法人は何も私的な企業法人に限らない。現代社会において最高の資源動員能力を付与されている国家をはじめとする公法人もグローバルな市場システムに大きく依存していることは改めて指摘するまでもないだろう。

もともと歴史的には、近代国家と企業法人は未分化に近い関係にあった。特に、植民地主義はその傾向を強めたといえる。たとえば、アメリカ合衆国は「ピルグリム・ファーザーズ」という植民地を経営する企業法人が母体となって作り出した国家である。オランダの連合東インド会社は、軍隊を保持し、条約を締結し、貨幣まで発行するという国家に限りなく近い権限を付与されていた。だが、このような、国家と企業法人との密接な関係は過去の話ではなく、むしろ、今日さらに強まりつつあると見る必要がある。特に、環境問題をとらえるうえでは、グローバルな市場システムを媒介とする国家と企業法人との相互依存関係が、世界の諸地域の環境・資源をめぐる所有関係を根底から変えつつあり、その過程で深刻な環境問題が発生していることに注目しなければならない。

マイケル・レッドクリフト（Michael Redclift）らが強調しているように、「今日でも、植民地支配の刻印は（環境問題に）重大な影響を残している」。特に大きな問題は、地域住民が環境管理のために役立ててきた伝統と経験に裏付けられた知識が、長い植民地支配の歴史のなかで、「西欧の〈科学的〉知識の侵入と（財の）配分問題を全面的にはぐらかす〈技術的解決〉」の追求

池田：所有論的パースペクティブ

とによって、(知識としての) 価値を剥奪されてしまった」ことにある (Redclift & Woodgate, 1994: 64)。「配分問題をはぐらかす」ということは、環境・資源をめぐる所有の不平等を隠蔽することにほかならない。どんな地域にも、環境・資源を所有し管理する独自のシステムが多様に存在していた。それらが、グローバルな市場システムに依拠する国家と企業法人の介入によって解体したところで、所有の不平等と環境問題の深刻化が集中的に進行しているのである。

市場システムのグローバル化が法人所有の圧倒的支配を実現し、それが環境問題の大きな原因になったという見方は、市場システムの内部でも環境問題は解決できるという、いまでも少なからぬ人々に支持されている見解と明らかに対立している。コモンズの悲劇論がいまだに影響力を失っていないのは、それが、単に私的所有を正当化しているからではなく、アラン・ライアン (Alan Ryan) が所有論の概説のなかで言及しているように、「すべての価値あるものを、その使用料をとることができ、かつ完全な経済的価格を請求するよう導かれるような人の手にゆだねるべきだ」という考え方、すなわち、市場システムの全能性に対する信仰を正当化しているからにほかならない (Ryan, 1987 = 1993: 152)。このような思想が現在、アメリカを中心に「環境汚染の市場化」を促進する動きに結びついている。実際、アメリカではすでに「汚染権」の売買が行なわれている。だが、今のところ「汚染権」にはほとんど買い手が見つからないようだ。汚染の市場化は汚染の拡大にしかつなげていないという指摘もある<sup>(8)</sup>。

環境汚染が市場化によって解決し得ないのは、バリー・コモナー (Barry Commoner) が的確に指摘したように、市場はいつも何か問題が起きてからしか、つまり事後的にしか機能し得ないという決定的な欠陥をもっているからにほかならない。しかも、問題の処理をさらに市場にゆだねることによって、環境破壊や汚染の傷口はかえって広がるのが通例なのである (Commoner, 1990 = 1994: 191-192)。公害輸出や廃棄物輸出がその端的な例だといえよう。

市場のグローバル化による法人所有の支配強化が環境問題の原因となっていることは、熱帯雨林の減少を見ても明らかである。熱帯雨林の減少は、しばしば「グローバル・コモンズ」の悲劇として論じられている。森林は地球全体の共有資源であるために誰でも自由にアクセスできるから、過剰に利用されて荒廃してしまうというわけである。急激な人口増加によって焼畑が加速されたことが熱帯林減少の原因だという見方は、このような認識を前提にしている。しかし、実際には人口増加が根本原因ではない。所有関係の変化こそ最大の要因なのである。インドネシアの熱帯林を例にとって説明しよう。

#### 4. 森林減少と所有—インドネシアを一例として

まず、インドネシアの現行法では、森林に限らず全領土は国家の富と規定されている。つまり、国家という法人が最高の所有主体である。しかし、個人もしくは法人の私的所有権も、前節でふれた慣習共同体の共同占有権も、一応法的には認められている。だが、私的所有権も共同占有権も、国家の所有権によって著しく制限されている。特に公共の福祉に資する開発を国家が行なう場合には、私権も共同占有権も、事実上剥奪されることが少なくない。私権の制限や剥奪に

ついていえば、インドネシアの現行憲法にも土地法にも、財産権不可侵の規定がまったくないから可能なのである（水野，1988：54-71）。共同占有権も、慣習共同体の首長を説得して譲渡契約書に署名させれば、企業法人がプランテーション建設用地などとして簡単に廉価で買収できる仕組みになっている（松野，1993：6-8）。

森林伐採の場合は、森林伐採権（コンセッション）と土地所有権が完全に切り離されているため、地元の慣習共同体の共同占有権の有無にかかわらず、企業が政府当局から伐採権さえ得れば、地元民の承諾なしに伐採できるようになっている。そのため、地元民には何の前触れもなく伐採会社が突然やって来て木を切り始めるというケースも決してめずらしくない。このようにして、共同占有権を事実上剥奪された人々が、生活の糧を得るために過剰な焼畑を行なうことが森林減少の一因になっているのである。したがって、それは人口増加によるのではなく、法人所有による共同占有権の剥奪という所有関係の変化によると見なければならぬ。

因みに、「森林消失をその地域における人口の増加や農用地の拡大によって単純に説明することはできない」という指摘は、インドネシアに限らずタイやフィリピンについても行なわれている。いずれの地域においても、人口増加を強調するコモنزの悲劇的言説は、法人所有によって地域住民の共同占有や専有など多様な所有を排除しながら開発を進めてきた政府や商業的な「森林開発者の責任から目をそらさせる恐れがある」といえよう（永田・井上・岡，1994：181）。

インドネシアはいまでは外国資本の森林伐採を禁止しているし、丸太の輸出も禁止している。しかし、それは、日本など外国資本による大規模かつ急速な森林伐採が国内外で問題になった後の事後的対応にすぎない。国家も企業と同様市場システムに依拠しているため、問題を事後的にしか処理できないのである。インドネシアは、丸太の輸出を禁止した80年代後半以降、合板の輸出に急速なドライブをかけ、合板産業はすでにもっとも重要な輸出産業の地位を確立している。そして、その原料を確保するための森林伐採は、すでに述べたような法人所有の支配のもとでいまでも確実に進んでいるのである。

森林伐採権が通常20年という期限つきで付与されていることも、森林減少の一因になっている。政府は、後継樹木が育つように一度伐採した生産林は向う35年間伐採しないよう規制しているが、コンセッションが20年しかないため、35年先など考えずに乱伐する傾向があるからである。熱帯林に限らず、森林は同一主体に長期にわたって利用されなければ保存は困難である。コンセッションの期限を森林生態系の循環から見れば極端に短い20年に制限することは、短期的な利益を志向する市場の論理が森林伐採のシステムに導入されていることを意味しているといえよう。

最近では、合板産業の強化政策が産業造林の促進政策に結びついて、造林対象地で焼畑耕作を営んでいる人々（カリマンタンのダヤック族など）の所有関係を脅かし、新たな問題をひき起こしている。焼畑の休閑林が造林企業によって伐採され早生樹の造林地と化してしまうため、焼畑の余地がどんどん狭められ、生活の基盤である土地が住民の手から奪われようとしているのである（永田・井上・岡，1994：138）。

もちろん、彼らには補償金を得て造林企業に労働者として雇用してもらうという選択があり得る。しかし、問題は誰もがそれを望むわけではないということである。東カリマンタンのダヤック

池田：所有論的パースペクティブ

ク族を調査した井上は、「彼らは近代文明の恩恵を受けることを望むが、土地を手放して合板工場や産業造林の労働者として特化するほどライフスタイルを転換することを望んでいないという認識」を示している（永田・井上・岡，1994：143）。誰もが市場システムと法人所有にインヴォルヴされることを望むわけではなく、人間にはもっと多様なライフスタイルの選択可能性があるという認識は、環境問題を考えるうえで非常に重要な認識とされねばならないだろう。

以上のいずれの事例も、公的、私的を問わず、つまり国家であれ私企業であれ、市場システムに依拠する法人所有が共同占有や専有など既存の自然人による所有に介入し排除するとき、環境問題が発生する可能性が高まることを示しているといえよう。もちろん、これはインドネシアのみの問題ではない。日本の森林荒廃もまた、基本的には同じ論理で説明できる。日本でも、60年代以降の木材市場のグローバル化や80年代のリゾート開発ブームにともなって、山村住民による入会や慣行使用といった共同占有や専有など自然人（非法人）による多様な森林への働きかけの可能性が公私の法人所有の介入によって排除される過程で森林荒廃が深刻化してきた。その結果木材や合板の大半を輸入に依存するようになったことが、インドネシアをはじめとする諸外国の森林減少を促す大きな要因のひとつとなったのである。このように、日本の森林荒廃とインドネシアの森林問題は、グローバルな市場システムに依拠する国家および企業による法人所有の支配という同一の構造のなかで連動しているといえよう。

しかし、法人所有がつねに自然人の所有を排除するとは限らない。企業法人の自由が最大限に保障されているアメリカでさえ、森林資源を利用してきた所有権をもたない地域住民が、所有企業が企てた木材を燃料とする火力発電所の建設計画を撤回させるという出来事が80年代にカリフォルニア北部の山村で起こっている。この事例を分析して得られた結論のなかで注目しているのは、「法的に認められた権利は、人々が使用したり保護しようとする自然資源に対する権利主張の全てを包括しているわけではなく」、「コミュニティは、…財に対して法律に基づかない権利要求を動員する」ことがあると指摘されていることである（Fortmann & Starrs, 1990：179-194）。この指摘は、環境問題をめぐる所有関係が法律に還元し得ない問題であり、地域社会の社会関係に着目しなければ解明できないすぐれて社会学的な問題であることを示唆している。

法人所有に対する自然人の所有の対抗という図式として環境・資源をめぐる社会的コンフリクトをとらえることが一般的に有効だとしても、その具体的根拠をどこに見出すべきかは一概に言えない。たとえば、鳥越は「共同占有権」に、中田は「環境権」の成熟化による「地域住民の共同管理能力の発展」に、それぞれ根拠を求めている。入会権と旧慣使用権は法律で認められているが、鳥越のいう「共同占有権」とは、地域住民が「当該地域（町内など）を占拠して住んでいること」がもつ「発言権（決定権）」という意味であって、法的に認められた権利ではない。「環境権」も、日本では今のところ法に規定された権利ではない。現段階では、基本的人権として、または環境破壊行為に対する差止め請求権として、その法制化の是非が議論されるにとどまっている。鳥越は、環境権の確立よりも共同占有権が地域住民の権利主張の重要な根拠になると説く（鳥越，1994：28-29）。それに対して中田は「住んでいる」だけで即時的に権利が発生するわけではないと反論している（中田，1995：60）。

この論争は、所有の実態分析をふまえたうえでなされなければ、生産的な論争にはなり得ない

と思われる。すなわち、共同占有権は、実際にどのような所有関係のなかから発生するのか、逆に、どのような所有関係のなかからは発生しないのか、あるいは剥奪されるのか。また、「環境権」の成熟化による「地域住民の共同管理能力の発展」が、実際にどのような所有関係のなかから発生したりしなかったりするのか。そのような問題を明らかにすることが、この論争を生産的なものにするための課題とされねばならないだろう。

## 5. 結 語

今日、環境問題は一方で地域問題として争点化されながらも、その因果連鎖はますますグローバルに拡大し、地球環境問題と結びついている。したがって、地域社会の内部論理だけで環境問題をとらえることには自ずから限界があるといわねばならない。共同占有論も地域共同管理論も、地域社会の外部との関連や日本以外の地域社会に対する関心は薄いように見受けられる。

しかし、インドネシアのように、共同占有権が存在する地域社会は日本以外にもある。アメリカの山村の事例は、地域共同管理の成功例と見ることができるかもしれない。国がちがいで法律も文化も生態系もちがうからといって、比較しても意味がないということにはならない。むしろ、日本の地域社会で起こっている環境問題と諸外国の地域社会で起こっている環境問題を共通の枠組みでとらえ、それぞれのあいだの相互影響関係を明らかにすることが、今日のようにグローバル化の進んだ社会では特に必要だと思われる。所有関係はそのためのひとつの有効な分析枠組みになり得るであろう。

地球環境はそれが誰でも自由にアクセスできる共有資源だから破壊されたり汚染されやすいとコモンズの悲劇論はいう。「グローバル・コモンズの悲劇」というわけである。しかし、これまでの議論から明らかなように、真相はまったく反対である。誰でも自由にアクセスできないから、つまり、所有の著しい不均衡があるからこそ、環境の破壊や汚染が後をたたないのである。人口増加が環境問題の元凶だというコモンズの悲劇論は、このような真相を隠蔽するドグマではない。

環境社会学は、このようなドグマによる汚染から環境問題研究を救い出すために、環境問題を市場システムに還元したり、人口問題に還元するのではなく、世界中のあらゆる地域社会で日々環境に働きかけながら生きている具体的な人間（「人口」という抽象ではなく！）による社会的関係行為としての所有を直視する必要がある。そして、すべての人間が市場システムと法人所有にインヴォルヴされることを望んでいるわけではなく、共同占有や専有あるいは地域共同管理といった地域の個別性に根ざした多様な所有を望み実践している人々が、先進国にも途上国にも多数存在していることを発見し、地球環境問題と地域環境問題との関連に対する現実感覚と想像力を錬磨するべきであろう。環境社会学が環境問題の研究に独自の貢献を果たし得るとすれば、少なくともひとつの可能性はそこにあると思われる。

池田：所有論的パースペクティブ

## 注

- (1) 共同占有をもっともプリミティブだが「完璧」にして「決定的な所有」だと考えたのはデュルケムであった。デュルケムは、所有とは集合表象、すなわち、環境に対する「集合的想像力」の所産であり、いかなる所有も、集合的想像力によって「それが尊重されぬかぎり、すなわち、神聖化されぬかぎり、所有ではありえない」と考えた。一般に、神聖化された物ほど譲渡されにくくなると考えられるから、デュルケムは、近代的所有に保障されている「譲渡や売却の権利が所有権の到達しうる最高点」なのではなく、「むしろ反対に、譲渡不可能性こそ」最高の「完璧な、……決定的な所有」だと説く (Durkheim, 1950 = 1974 : 200-203, 190)。世界各地の先住民社会には、「大地は神のもの」という集合表象による共同占有が今でも広範に見出せる。彼らが、資源開発を企てる国家や企業に対して、しばしば土地の売却を拒否するのは、自分たちの土地だから他人に売れないと考えるからではない。大地は自分たちのものでも他人のものでも、そもそも人間のものではないと考えるから、売ることを拒否するのである。「それはわれわれのものではないのだから、われわれはそれを売ることができない」という論理である (Large, 1973 : 1042)。これこそ、もっともプリミティブだが強力な共同占有の論理にはかならない。
- (2) この権利は、インドネシアの研究者のあいだでは一般に、「慣習共同体処分権」と訳されているが、加納が指摘するように、その意味は「共同体規制」に従う占有とはほぼ等しいので、ここでは混乱を避けるために「慣習共同体占有権」とした (加納, 1990 : 27)。
- (3) ただし、共同占有を権利として強化するために法人の形態をとる場合もある。入会集団が財団法人になったり生産森林組合を組織するのがその例である。それらが形式上は法人であっても、実質的には共同占有を継続している場合が少なくないことは、兵庫県の山村の事例研究によって明らかにされている (池田, 1987)。
- (4) 政治理論としての所有論の概説を試みたアンドリュー・リーヴ (Andrew Reeve) は、環境論者のいう「世代間の正義」と財産相続の制度との関連に注目している。特に、「財産をわれわれの家族のなかで永続させようとする力は……社会それ自身の永続化に最も役立つ力である」というエドマンド・バーク (Edmund Burke) の思想に強い共感を示している (Reeve, 1986 = 1991 : 200-205)。
- (5) 占有は本来共同占有であるとすでに述べたが、共同占有が専有に移行したり、さらに私的所有に移行する際に、過渡的に私的占有という形態をとることもある。現代では国家が、私的所有を確立する前提条件として私的占有を位置づけている場合が多い。たとえば、ブラジルでは、未開拓地 (terras devolutas) はすべて公有地とされており、その中の「ある土地を一年と一日占有し耕作した」者は、登記のない「占有者 (posseiros)」として認められる。そのうえで行政当局に登記料を払えば私有権が得られ、「所有者 (proprietarios)」になれる。しかし、実際には、所有者になる前に、投機家らによって暴力的に立ち退かされ、土地に対する権利を剥奪されるケースが多く、権利回復の法的手段もないのが通例だといわれる (Shoumatoff, 1990 = 1992 : 89-90)。
- (6) この点を、社会学的な所有論において明確に指摘したのは吉田民人であった (吉田, 1991 : 316-317)。
- (7) たとえば、70年代の韓国慶尚南道蔚山市とその周辺では、国家当局が多くの農民や漁民が住んでいる広い地域を工業団地の開発用地に指定し、その地域内であればどの土地でも自由に買収することを国内および外国の進出企業に許可して誘致を促進したことにより、住民は公害に苦しめられたうえに立ち退きをせまられることになった。特に、立ち退き問題は現在もなお解決に至っていない。
- (8) 汚染権 (排出権) 売買制度 (emissions trading) とは、環境汚染の許容限度を企業ごとに定め、汚染 (排出) 量はその範囲内ですんだ企業は余った分を不足している (つまり、割り当てられた汚染の許容限度を超えて汚染している) 企業に売ることができるというアメリカで最近始まった制度。汚染低減のための技術開発につながるものと期待されている。酸性雨の原因である亜硫酸ガスにはすでに93年からこの制度が適用され、シカゴ商品取引所で売買されている。しかし、クリスティン・ドーキンス (Christine

Dawkins) は、汚染権は投資家にとって魅力的な商品でないばかりか、汚染コストの低い途上国に汚染を拡大する歯止めがなくなっていると指摘している (東京文庫編, 1995: 76-80)。

## 文献

- 青木孝平, 1992, 『ポスト・マルクスの所有理論』社会評論社.
- Coleman, J., 1982, *The Asymmetric Society*, Syracuse U.P.
- Collins, R., 1982, *Sociological Insight*, Oxford U.P. = 1992, 井上俊・磯辺卓三訳『脱常識の社会学』岩波書店.
- Commoner, B., 1990, *Making Peace with the Planet*, Pantheon Books = 1994, 松岡信夫訳『地に平和を』ダイヤモンド社.
- Durkheim, E., 1950, *Leçons de sociologie*, P.U.F. = 1974, 宮島喬・川喜多喬訳『社会学講義』みすず書房.
- Fortmann, L. & Starrs, P., 1990, "Power Plants and Resource Rights", in Lee, R. G., Field, D.R. & Burch, W.R. eds., 1990, *Community and Forestry*, Westview Press.
- Greenblatt, S., 1991, *Marvelous Possessions*, Oxford U.P. = 1994, 荒木正純訳『驚異と占有』みすず書房.
- Hardin, G., 1968, "The Tragedy of the Commons", *Science* 162, 13, December: 1243-1248.
- Hardin, G., 1974, "Lifeboat Ethics: The Case Against Helping the Poor", *Psychology Today*, September: 39-43, 123-126.
- 池田寛二, 1987, 「モラル・エコノミーとしての入会とその現代的意義—兵庫県下の生産森林組合を事例として—」『人文研究』16号, 千葉大学文学部: 25-72.
- 加納啓良, 1990, 「共同体の思想—ジャワ村落論の系譜」土屋健治編『講座東南アジア学・東南アジアの思想』弘文堂: 17-53.
- 加藤尚武, 1991, 『環境倫理学のすすめ』丸善.
- Large, D.W., 1973, "This Land is Whose Land?: Changing Concepts of Land as Property", *Wisconsin Law Review*: 1039-1083.
- 松野明久, 1993, 「今なお、悲しき熱帯」『インドネシア・ニュースレター』10: 6-8.
- 宮本憲一, 1992, 『環境と開発』岩波書店.
- 水野広祐, 1988, 「インドネシアの土地所有権と1960年農地基本法」『国際農林業協力』10-4: 54-71.
- 永田信・井上真・関裕泰, 1994, 『森林資源の利用と再生』農山漁村文化協会.
- 中田実, 1993, 『地域共同管理の社会学』東信堂.
- 中田実, 1995, 「鳥越『地域自治会の研究』書評」『村落社会研究』2: 59-60.
- Redclift, M. & Woodgate, G., 1994, "Sociology and Environment", Redclift, M. & T. Benton, eds., 1994, *Social Theory and the Global Environment*, Routledge.
- Reeve, A., 1986, *Property*, Macmillan = 1991, 生越利昭・竹下公視訳『所有論』晃洋書房.
- Ryan, A., 1987, *Property*, Open U.P. = 1993, 森村進・桜井徹訳『所有』昭和堂.
- Shoumatoff, A., 1990, *The World is Burning*, Little, Brown = 1992, 且敬介訳『地球は燃えている』新潮社.
- 東京文庫編, 1995, 『「環境論」を批判する—世紀末の人類と地球』朝日新聞社.
- 鳥越皓之, 1992, 『個別性と共同占有』1992年度地域社会学会報告資料.
- 鳥越皓之, 1994, 『地域自治会の研究』ミネルヴァ書房.
- Weber, M., 1922, *Wirtschaft und Gesellschaft*. = 1975, 富永健一訳「経済行為の社会学的基礎範疇」『世界の名著 50・ウェーバー』中央公論社.
- 吉田民人, 1991, 『主体性と所有構造の理論』東京大学出版会.

池田：所有論的パースペクティブ

## 付記

本稿の草稿をお読みいただき、貴重かつ有益なコメントをお寄せくださった査読者の各氏に謝意を表したい。

なお、本稿の内容の一部は、筆者が研究分担者となった1993・4年度文部省科学研究費（総合A、研究代表者・飯島伸子東京都立大学教授、現在も継続中）、ならびに、1993・4年度松下国際財団研究助成（研究代表者・長谷川公一東北大学助教授）による研究成果にもとづくものである。

(いけだ・かんじ)

1995年5月13日受理、1995年7月10日掲載決定

# PROPERTY AS A PERSPECTIVE OF ENVIRONMENTAL SOCIOLOGY: BEYOND THE TRAGEDY OF THE GLOBAL COMMONS

IKEDA Kanji

Department of Sociology, College of Agriculture and Veterinary Medicine,  
NIHON UNIVERSITY  
1866 Kameino, Fujisawa, Kanagawa, 252, JAPAN

Global environmental issues such as ozone depletion, deforestation, acid rain, and others have become of general interest. While globe-oriented discourse on environmental issues is not altogether wrong, sociologists should notice that it is in danger of misleading us to a kind of holism. One of the most important roles of environmental sociology is to go beyond a holistic preoccupation with the globe in favor of a much more penetrating analysis of the global-local relationships that are entailed by environmental issues. In this paper, the concept of property will be introduced as a perspective from which to conceptualize the mutual relations of causality between the local and global environmental crisis.

I use the term "property" to refer to a social relationship among people regarding the environment. There are nine types of property: communal possession, communal ownership, private possession, private ownership, appropriation, individual property, private corporate ownership, public corporate ownership and management. It seems reasonable to consider local and global environmental issues as the effects of mutual elimination among these types of property in our societies. If the corporate ownership closely connected with the global market economy eliminates many types of property owned by natural persons living in local forest communities, for example, its ecosystem will be more vulnerable. Deforestation in Indonesia provides a notable example.

Global environmental issues are caused by property as social relationship rather than a "tragedy of the global commons". Environmental sociology will enrich the study of mutual relations of causality between local and global environmental crisis with a better conceptualization of property.

*Keywords and phrases: tragedy of the commons, property, market economy*

(Received May 13, 1995 ; Accepted July 10, 1995)